

令和7年度第3回（通算第21回）鶴岡市上下水道事業経営審議会（会議議事録）

○日時

令和8年3月13日（金）午後1時30分～午後2時30分

○会場

鶴岡市ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」3階 研修室

○次第

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 協議
下水道等使用料に関する答申内容について
- 4 その他
- 5 閉会

○出席者

委員：17名中11名（欠席6名）

事務局：上下水道部長・総務課長・水道課長・下水道課長・下水道課主幹兼浄化センター所長・総務課付広域連携推進主幹・総務課長補佐・総務課総務主査・水道課施設主査・下水道課工務主査・総務課総務係長・同課経営企画係長

○公開・非公開

公開

○傍聴者の人数

2人

1 開会

2 市長あいさつ

・要旨

今年度は下水道等使用料の算定に当たる年であることから、使用料の見直しの必要性及び算定につきまして昨年の11月25日に諮問をし、委員の皆様からこれまで2回の審議会を開催する中で丁寧かつ慎重にご審議をいただいております。上下水道事業におきましては、人口減少に伴う水道料金、下水道等使用料の減収への対応、上下水道施設の老朽化対策、上下水道を担う人材の確保と育成、災害対応強化などの課題が山積しており、これらに適切に対応していく必要があります。この中で水道事業におきましては、令和8年4月1日から庄内広域水道企業団による運営を開始するという運びになっております。この企業団は、本市と酒田市、庄内町が運営する水道事業の広域的な統合により設立されました一部事務組合であり、私はその企業団の企業長として将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給するという目的の達成に向けて、水道事業を取り巻く諸課題への対応に取り組んで参ります。下水道事業につきましても、これまでご審議いただく中で水道事業と同様に様々な課題があると認識しており、例えば使用料収入が減

少する一方で、人件費や維持管理費の増加等による経費の押し上げは経営状況を一層厳しくしております。公営企業の原則である独立採算性の確保と下水道の果す公益的機能の維持という観点から、適切な使用料水準を設定する必要があると考えているところで、委員の皆様からは貴重なご意見を多数頂戴したところでございます。本日の審議会ではこれまで2回ご審議いただいた結果をもとに答申の内容を取りまとめていただく予定であると伺っており、意見集約など大変ご苦勞お掛けいたしておりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

3 協議

下水道等使用料に関する答申内容について

(事務局)

資料2により説明

(会長)

お手元にある答申案についてですが、以前は小見出しとか箇条書きを含まないような長文になっておりましたが、大変読みにくく理解しにくかったため、何回か前の委員会から見出しを付けて、さらに附帯意見も付記するような形になっており、今回もそれに則って案を作成していただきました。ただいまの説明と答申案そのものについて何かご意見、ご質問があればいただきたいと思ひます。

(委員)

昨今の世界情勢で灯油とか油関係の高騰が続いており、心配に思ふことがあるのですが、それへの対応というのは何も盛り込まなくてよろしいのでしょうか。

(事務局)

令和7年度から11年度までにどの位の費用がかかるかという総括原価の見込みの中で、物価高騰についてもある程度は見込んだ形で計算しております。見込みを超えるような上昇が起こった場合は次回の算定の際にそれを踏まえた算定を行います。

(会長)

上下水道事業全体を見た場合に、最も石油エネルギーを使うところはどこですか。

(事務局)

下水道に関しては、この近くに鶴岡浄化センターがありますが、そういった最後に汚水を処理する施設、また、各ご家庭、事業所から出た汚水が浄化センターまで流れていきますが、高低差の関係で下水道管路途中に設置してあるポンプ施設といったところで多くの電気を使っています。

(事務局)

水道においても燃料はほぼ電気となっています。広域水道を受水している鶴岡地域等は浄水施設が県の施設となっておりますので、主に水を送るポンプ施設で電気を使用しています。また、広域水道を受水していない朝日、温海地域等の山間部にある旧簡易水道区域については、浄水処理を行うための紫外線照射や膜ろ過といった設備で電気を使用しています。

(事務局)

公共下水道区域について参考までに申し上げますと、鶴岡浄化センターが1ヶ月で約700万から800万円、公共下水道区域のポンプ場、道路に埋設されているマンホールポンプの合計で約700万円。集落排水事業の処理施設、ポンプ施設に700万円程度で、全部で2,200万円程度の電気料が毎月かかっています。

(会長)

説明を聞くと相当な電気を使わないといけないということかと思いますが、不確定なことがあるので、昨今の世界情勢に応じてどうだということとはなかなか具体的には書きにくいので、その辺も含めて【附帯意見】のところに含まれているというようにご理解いただけたらと思います。附帯意見については、どうしても一般的な表現になりがちですので、特にこれをとというようなことがあればお願いします。

(委員)

【適正な下水道等使用料について】のところ、「現行の800円（市設置浄化槽にあっては200円）を1,000円（市設置浄化槽にあっては400円）」と書いてあるが、見たときに分かりにくい。前回審議会の資料に100円、200円、300円とあって、その中にも、基本料金を200円上げることによって従量料金を据え置く、さらには浄化槽の基本料金200円を同様に200円引き上げる、との表現になっていますが、ここの表現が同じ市設置浄化槽となっているため、その違いの部分を表記しなくていいのかなという考えがあります。この答申書を市長に渡して終わりなのか、幅広くどこかに出すのか、その違いもあると思うので、この辺の説明書き的なものが必要ではないか。私はこれを見たときに違いが分からない。これを見たときに皆が分かるのか。市長には説明すれば分かると思うが、この答申書をどこまで公表していくのか。同じような表記であった場合、なかなか理解出来ないのかなという感じがします。

(会長)

内容というよりは書き方についてももう少し分かりやすく書けるのではないかと、いう方向性のご意見かと思われま。

(事務局)

この審議会の資料は市のホームページに載せて、市民の方々も全部見られるようにはなっていますが、答申の書き方については誤解が生じないよう、【附帯意見】の3点目にもありますとおり、理解が得られるように工夫したいと思います。

(会長)

答申書についても市民の皆さんはホームページで見ることができるということですね。

(事務局)

はい。今回お示しした答申案も最終的な答申書も公表します。

(会長)

今、委員からご指摘があった【適正な下水道等使用料について】は、分かりやすい表現に改めさせていただきたいという事務局の意向ですがよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(委員)

これは市長に答申しますが、最終的に決定は市議会の議決が必要だと思う。今の3月議会で議決する予定で進んでいるのでしょうか。

(事務局)

今回、答申案が固まり、年度内に市長へ答申書を渡すということになれば、最短で6月議会で諮るということになります。今回の3月議会には条例改正案の提案はしておりません。

(委員)

料金の値上げは6月議会で議決を受けた以降ということで捉えてよろしいでしょうか。

(事務局)

仮に6月議会で議決が得られたとしますと、周知期間として概ね6ヶ月程度置きますので、最短でも令和8年12月または令和9年の1月分からの適用になると見込んでおります。

(会長)

年度内には市長に答申したいと事務局と考えているところです。後の予定は今事務局から報告があった方向で進むということです。

(委員)

【下水道使用料算定に関する協議について】の4点目の最後の文章に「月額200円(税抜き)の引き上げ額が適正な水準であること。」というように表記されています。これは前回の話し合いの結果こうなったということは私も記憶しています。個人的な考えになるんですけども、市民の方に伝える際に、こここのところの伝え方に工夫を入れるとより理解していただきやすいのかなと思いました。前回も100円にするか200円にするか300円にするかで、どれが正しい、どれが白でどれが黒ということではなく、様々な立場で様々な意見が取り交わされたと思います。それだけ多くの方達が色々な立場でこの値上げに向き合っています。この書き方で終わらせてしまうと、ここに出席した方の立場からは、これが正しいという結論に至りました、これが正しいです、というような、少し押し付けるような言い方になってしまう。以前、表を出していただきましたが、200円上げるとこうなります、300円上げるとこうなりますと。その中で、福祉の立場からこういう考え方もあり、他の立場からはこういう考え方もあったが、今回は色々な面を勘案して、まず200円上げて様子を見ようということになりました、というような経緯を示すと安心なさる方もいるのかと思いました。示すのは答申案の中に入れるという訳ではなく、市民の方に周知する、インターネットで見れるようにするというでいいかと思えます。

(会長)

答申案だけでなく、議事録についてもインターネットで見ようと思えば見れるわけですね。答申案として、そういうこともニュアンス的な表現で出来るかということだと思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

委員の皆様から値上げ幅について様々な意見をいただき、それを踏まえてこの水準に帰結したということで記録しております。そういった経緯につきましては、議事録として市のホームページにも掲載しているところですが、それを全部読むことは大変な作業になりますので、議事録を要約したものを作成するなど、色々な議論があったということが分かるよう何らかの方法を検討して参りたいと思います。

(会長)

答申の中にあんまり曖昧な表現は多分使いづらいんだと思いますので、具体的に今どう変えるかというのは難しいかもしれませんが、もう少し工夫が可能なのではないかと事務局の意見かと思えます。

(委員)

答申案はあくまでも市長に対する答申であって、市民に対する周知は答申案ではなく、6月議会で決定後に市民向けの説明文を作れば良いと思います。内容は事務局が考えれば良いので、今この場でこの内容を検討するまでもないと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

市長が答申を受けて、市議会に条例改正案を提出するかどうかの判断の一つとさせていただきますこととなります。審議会の意見も踏まえて、提案という形にさせていただいており、今までの議論の経過はすべて市長に報告させていただきたいと考えております。

(委員)

一般市民に対しての議論の内容までは私は必要ないと思うんですが。それは議会で承認された後の周知期間の中で、市民が理解されるような文言を考えてPRすれば良いと思います。

(事務局)

今委員がおっしゃられたこと、それは【附帯意見】の3点目に「使用料水準の適正化について、使用者へのわかりやすい説明により理解が得られるように努めていただきたい」とあり、これに集約されると思います。実際に周知を図る際には、よく理解いただけるように努めることで対応したいと思います。あとは先ほど委員からお話があった中で、この答申の中に入れる趣旨ではないということでしたが、仮に入れるとすれば、【下水道等使用料算定に関する協議について】の4点目の最後の3行にあります、「使用料の適正水準を判断するための指標となる使用料充当割合及び経費回収率を勘案した場合」の次に、「100円、200円、300円の案を比較検討した結果」というような一言を入れるとかは出来るのではないかと思います。色々な事を比較したということが、答申の時点でも分かるようにした方が良いということであればそういう仕方もあるかと思います。

(委員)

前回、所用がありまして欠席したんですが、2回審議会の議事録を読ませていただき、たくさん意見があり、なるほどと思ったところです。私も基本料金の200円の値上げには賛成です。その根拠というのは、やはり単身世帯や年金暮らしの方に、基本料金200円、300円の値上げは年間で見れば大きいと思われそうですが、片や従量料金での値上げとなると、子育て世帯や、大家族にとってはやはり負担が大きくなるのではないかなと思います。立方メートルあたりはわずかな金額かもしれま

せんが、そういうことで従量料金での値上げはどうかと思いました。あともう一つは、収益の安定性に繋がるということが書いてありました。200円上げた場合、維持管理費を100%満たし、また一般会計からの繰り入れが少なくなる。それはすなわち市の財政が健全化になることであると思うので、事務局の考え方に賛成します。

(会長)

議論を出来るだけ反映させた答申案をこの審議会として作るという選択肢もあるかと思いますが、そうするとどんどん長くなるというようなこともあり、一方では、答申案なんだから簡潔明瞭に結論を書いておき、あとは議事録を見てもらえば分かるのではないかというようなご意見もあります。時代を経て答申の文字数がやや多くなっているという方向性もありますので、いたずらに増やすという訳にはいかないのかなと思います。先ほど来出てることに関して、特に【下水道等使用料算定に関する協議について】の4点目と、その次の項目【適正な下水道等使用料について】の文章表現については、事務局ともう一度相談させてもらい、内容をより分かりやすい形で書く、そういう工夫を進めていきたいと思います。【附帯意見】について、何かもう少しこうした方がいいのではないか、あるいはこれを加えたほうがいいのではないかというような意見はありませんでしょうか。

(委員)

【附帯意見】に付け加えていただきたいということではないんですが、意見としてお聞きいただければと思います。先ほど下水道等使用料が10m³までは85円/m³で、一人暮らしとか老人世帯には配慮されているという内容を聞きましたが、30m³以上については、100m³、1,000m³と多く使用される企業の方には山形県でもトップの下水道使用料になっているというのが現状ではないかと思います。今、鶴岡市の活性化に向けて企業を中央から連れてこようということで市長をはじめ行っているわけですが、企業側から見ると、水を使う食品会社とか、そういった方々が会社を庄内に持ってきたいとなった時に、水道料金、下水道等使用料が酒田市よりも鶴岡市が高ければ酒田市に企業は行ってしまうというような不利があるのかなと個人的に考えました。今後見直す機会がありましたら、企業の方々にも配慮した水道料金、下水道等使用料であればありがたいと思います。鶴岡市の企業の発展を考えた場合、水道料金、下水道等使用料というのは年間1,000万円とか2,000万円とかそういった金額になって非常に経営を圧迫する部分ではないかと感じたため、附帯意見の追加という意味ではありませんが、今後配慮していただければありがたいと思います。

(事務局)

ともすると一般の生活者の視点での議論が多くなるわけですが、実は雇用という面で言いますと、事業所を支えるということも市としては大切な施策の一つだと思います。今回、下水道等使用料について審議いただいておりますので、下水道等使用料について申し上げますと、10m³までの単価については85円/m³ということで、県内で最も高い市の半分以下であり、ここで少量使用者に対する配慮をしている形になっています。その一方で累進度が高いというお話しをしました。使用量が多くなるほど単価が上がっていくということです。それが先ほど委員からありましたとおり、事業所にとっては負担が大きい要因にもなっているということだと思います。先ほど事務局からご説明しましたが、下水道事業については令和10年度をもって一定の整備を終えるという目論見にしています。今回は基本使用料を考えているわけですが、下水道資産の全容がある程度確定した後は、改築更新の整備計

画、財政収支の見通しを踏まえて、全体的な使用料体系の見直しも十分検討しなければならないと考えますので、次回の見直しの際はその辺も十分踏まえたいと思います。この度の【附帯意見】に加えるものではないということではありましたけれども、事務局としてはそのような考えで臨みたいと思っております。

(会長)

その他いかがでしょうか。

(委員)

発言なし。

(会長)

それでは先ほど説明しましたように、【下水道等使用料算定に関する協議】の4点目の中身をどういうふうに追加表現するかということ、並びに、その次の【適正な下水道等使用料について】の文章表現について、より分かりやすく丁寧にするという方向で事務局と再整理させていただきたいと思います。内容的にはこの答申案で概ねお認めいただけるということだと思いますので、その修正については会長と事務局に任せていただきたいと思います。先ほど説明しましたように出来るだけ年度内に市長に答申をして、その後のスケジュールがスムーズに運ぶように努めたいと思いますのでご理解をいただければと思います。それでは今申し上げたことを経て本案を答申書として決定したいと思います。協議事項は以上となりますが、他に事務局からありますか。

(事務局)

なし。

(会長)

委員の皆様から何か発言がございましたらお願いします。

(委員)

発言なし。

4 その他

(事務局)

委員の皆様から何かございましたら、ご発言を頂きたいと思っております。

(委員)

発言なし。

(事務局)

それでは事務局から今後の予定について申し上げます。この答申案につきましては、会長と字句の修正等をさせていただいた上で、年度内を目標にご承認いただきました内容で、会長から市長に諮問に対する答申書を手渡ししたいと考えております。委員の皆様におかれましては、11月、2月、そして本日の計3回に渡りまして、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

5 閉会